

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和3年10月19日（火）午前8時55分～午前9時45分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「狛江市総合的な主権者教育計画（第2期）（案）について」を説明してください。

部 長 平成30年3月に策定した「狛江市総合的な主権者教育計画」について、令和2年度で計画の終期を迎えたため、前回計画を引き継ぎ、令和3年度を始期とする「狛江市総合的な主権者教育計画（第2期）」について、計画案を作成しました。計画内容について、主な変更点を中心に説明します。2ページの「第1章 計画の概要」の本計画のねらいについて、前回計画では「知識・技能・意欲」の3つの力を育成するため、主権者教育を実施するとしていましたが、新たな計画においては、そこから更に、それらの力を活かし、実践していくまでをねらいとしています。続いて、3ページの計画期間について、前回計画では計画期間を一般地方選挙の任期4年と整合させ、平成29～令和2年度を計画期間としていましたが、今回計画では、主権者教育は長期的なスパンによる実践等が必要になることから、具体的な計画期間を設けず、今後の社会情勢に鑑みながら、必要に応じて改定を行うこととしています。続いて、10ページの「第3章主権者教育の推進に向けて」については、目指すべき主権者像を「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自ら考え、意思決定し、行動できる人材」とし、その実現に向けて、3つの基本方針を定めています。続く11ページからは、3つの基本方針について記載しています。1つ目は「成長や発達段階、発達状況に応じた取組の充実」とし、幼少期からの、また発達段階に応じた主権者教育の推進について、2つ目は「家庭・関係施設に係る取組の充実」とし、親をはじめとした家庭や学校、関連施設等の支援者の主権者教育に係る日常生活からの意識醸成等について、3つ目は「主権者教育に係る情報支援の充実」とし、子どもたちや障がいのある方への情報発信や情報教育・支援についてです。この3つの基本方針を念頭に置きながら、主権者教育に係る取組を進めていくこととします。なお、前回計画は「狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会」を

設置し、計画案を作成しましたが、今回計画においては、基本的な考え方、方向性は前回計画から変更していないことから、政策室にて関係各課への聞き取り等を中心に、計画案を作成しています。その中で、前回計画策定時に検討委員会の委員として御尽力いただいた関係者にも、事前に意見等を伺い、反映しています。本計画案については、各部で確認いただき、修正等あれば、10月22日正午までに政策室まで連絡をお願いします。その後、いただいた意見を反映させ、改めて次回の庁議で審議いただければと考えています。

- 市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。
- 市長 続いて、審議事項2「狛江市旧狛江第四小学校跡地利用庁内検討委員会の設置について」を説明してください。
- 部長 平成13年4月に児童数の減少による小学校の適正配置のため、狛江第四小学校と狛江第八小学校を統合し、和泉小学校として開校しました。平成14年4月に現在の旧狛江第八小学校の場所に移転しましたが、その後、旧狛江第四小学校跡地は、暫定利用として、体育施設として使用し、また、災害時における地域住民の避難所及び災害時集合場所として指定しています。この旧狛江第四小学校を含む多摩川住宅地区は、平成29年9月に一団地の住宅施設を廃止し、地区計画へ移行し、その後、多摩川住宅二号棟において建替えの検討が進められ、計画案が一定程度まとまり、令和3年5月に地区計画変更しました。これを受け、令和3年狛江市議会第3回定例会において「狛江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正案を提出し、可決されました。この多摩川住宅二号棟の建替えに向けた検討の動きに併せて、市としても公共公益地区である旧狛江第四小学校跡地の利用に向けた検討を進めることとし、これに当たり現状の利用状況や多摩川住宅の建替えによる地域の人口増加の影響等による課題を整理するため、関係部課長で構成する狛江市旧狛江第四小学校跡地利用庁内検討委員会を設置することについて、審議をお願いします。
- 市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。
- 市長 次に、報告事項1「令和3年度技能・農業功労者表彰について」を報告してください。
- 部長 狛江市表彰条例施行規則に基づく技能・農業功労者表彰について、表彰者は、資料のとおりです。なお、技能・農業功労者表彰式については11月23日から、特別会議室で行います。
- 市長 続いて、報告事項2「DV等支援措置者にかかる事務の検証結果報告書について」を報告してください。
- 部長 市民生活部では、現状のDV等支援措置に関わる関係例規及びマニュアル

について、国の例規や通知等に照らして検証し、問題点や改善事項の抽出を行いました。改めて適正に運用されているかを確認するため、その結果を「DV等支援措置者に係る事務の検証結果報告書」にまとめました。資料として、現在調整中の「狛江市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱の一部を改正する要綱（案）」を添付しています。他の部署でDV等支援措置者に係る事務を取り扱うケースもありますので、参考にさせていただき、意見等あれば、10月22日までに市民課まで連絡をお願いします。

市長 続いて、報告事項3「第45回狛江市民まつりの開催について」を報告してください。

部長 第45回狛江市民まつりの開催日については、6月29日開催の庁議及び7月1日付け事務連絡にてお知らせしたとおり、11月14日に実施します。雨天決行、荒天中止とし、実施判断は当日午前7時とし、中止の場合は市ホームページ、各種SNS等を用いて市民に周知します。会場は、当初狛江第一中学校で開催予定でしたが、検討段階で衆議院議員選挙開催の可能性があったことから、狛江第一小学校への変更が実行委員会で決定しました。そのほか、市民グラウンド、丸山児童公園、えきまえ広場、狛江駅北口、交通広場、市民ひろばにて各種イベントを実施します。なお、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施した上での開催ということもあり、「パレード」や「みこしはやし」等の交通規制を伴うイベントの実施については中止とします。規模を縮小しつつも、出店を再開する等、少しでも例年の賑わいを取り戻すことを目指し、企画内容を実行委員会にて検討しました。狛江第一小学校では、校庭にて商工会や一般団体による出店や農業まつり実行委員会による農産物の展示即売会、植木即売会を行うほか、体育館にてオープニングセレモニーや仮面ライダーショーを含むステージイベントを実施します。市民グラウンドでは、令和2年度同様、狛江市体育協会によるスポーツ体験アトラクション及び狛江青年会議所によるペットボトルロケット飛ばし等の体験を実施します。また、市民グラウンド北側の丸山児童公園において、ボーイスカウトによる遊具体験、えきまえ広場にて、狛江市ラグビーフットボール協会によるストリートラグビー体験、狛江駅北口交通広場にて文化振興事業団によるえきまえライブ及び市民ひろばにてストリートピアノを設置します。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、会場内及び周辺道路上では飲食禁止とし、ステージ観覧については座席数を超える観覧者は入場を制限する等、実行委員会にて作成した対策ガイドラインに基づき、対策を講じた上でイベントを実施します。また、外部の来賓については招待を行わず庁用車の借用及び移動についても、行わない予定としています。

市 長 南側に会場がないので、来年度以降は市域全体で市民まつりとなるように検討してください。

市 長 その他ありますか。

部 長 狛江市未来戦略会議への参加職員についてです。9月14日に依頼しました狛江市未来戦略会議について、各部からの報告に基づき、係長・主査職5名、主任職3名、主事職2名の計10名が未来戦略会議に参加します。今後のスケジュールについては、11月に第1回を開催し、グループでの検討を進め、令和4年夏頃の報告書作成まで活動が続きます。

市 長 他にありますか。

部 長 令和4年狛江市成人式についてです。令和4年狛江市成人式の実施予定日は、令和4年1月10日の成人の日とし、会場は、エコルマホールが改修中のため、市民総合体育館にて実施予定です。式典及びアトラクションの実施体制は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、密を避けるために、午前と午後の2部制とし、新成人を学区域及び卒業中学校で2グループに分けて実施するほか、立食パーティーについては実施しないこととします。当日の市長及び議長の挨拶については、午前と午後の2回、行っていただく予定で考えていますが、来賓については、各々、午前と午後のどちらかに出席いただくことにより、人数を分散させられるように、今後、調整します。なお、実施体制については、事業委託先の狛江市青少年委員の会議やアトラクション等の企画を行う新成人で構成された成人式企画実行委員会にも確認をしています。

市 長 他にありますか。

市 長 野川河床整備工事（北その3）についてです。9月21日の庁議で報告した、東京都が野川流域河川整備計画に基づき行う本工事について、施工業者が決定したことと、工事の詳細について連絡があったため報告します。本工事は、流下能力不足箇所の掘削及び洗掘が進行している区間の洗掘防止対策を行う工事です。工事場所は西野川一丁目地内から調布市西つつじヶ丘四丁目地内までとなっています。工事期間中は車両による資材の搬入や作業等の影響から、高水敷での散策ができなくなったり、野川サイクリング道路の通行が一時的に制限される予定です。なお、本来は近隣住民を対象とした工事説明会を行うところですが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず、都ホームページやチラシ等による周知を行うと説明を受けてます。

市 長 他にありますか。

部 長 R2多摩川宿河原堰上流河道掘削工事についてです。本工事は、川の流下断面の拡幅を目的として、小田急線高架から二ヶ領宿河原堰までの範囲の河川の堆積土砂を掘削し、撤去する工事です。また、11月1日より二ヶ領宿河

原堰のゲートを倒して、河川の水位を下げ、ゲート点検・試験掘り等を行い、11月中旬から3月末まで河道掘削工事を行う予定となっております。

市 長 現在、東京都は10月24日までをリバウンド防止措置期間としており、様々な制限が緩和又は廃止されています。市でもほぼ制限等は緩和していますが、10月25日以降は公共施設の利用制限や自粛要請は解除します。ただし、公共施設内における飲酒については少し様子を見る必要があります。

部 長 絶対退庁は、次世代育成行動計画に基づき午後8時30分とします。在宅勤務については、家族等の発熱の場合、自宅待機等において特例として認めます。出張等の制限については、新型コロナウイルス感染防止対策を前提に解除します。

市 長 在宅で研修を受講する場合は、それなりの対応、例えば自治会館の研修に出席している態度、服装で臨むようにしてください。

部 長 歓送迎会を実施する場合は、感染防止徹底点検済、店頭に掲示している店舗を利用し、感染リスクが高い行為は慎んでください。

市 長 公共施設利用については、新型コロナウイルス感染防止対策を前提に対応してください。感染防止啓発の掲示物等、市民への啓発については、東京都の対応を踏まえて、福祉保健部で統一したものを作成してください。

部 長 市として統一したポスター等を作成します。

市 長 施設における飲酒ですが、感染状況等を踏まえて忘年会シーズン前に結論を出します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月26日午前9時00分から開催します。